

建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領

平成30年9月18日

最終改正：平成30年12月10日

(趣旨)

第1条 この要領は、上田市が発注する建設工事の入札に係る透明性及び公正性を確保するため、入札に参加した者が、市の積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 入札公告において公表した図面、仕様書等をいう。
- (2) 公表用積算内訳書 設計価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。
- (3) 積算疑義 設計図書等の積算内容について、公表用積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。

(積算疑義の申立て対象)

第3条 積算疑義の申立ては、契約検査課が入札手続きを行う建設工事に係る一般競争入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とする。

(積算疑義の申立て対象者)

第4条 積算疑義の申立て対象者となる者は、積算疑義の対象となる入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）とする。

(積算疑義の申立て手続)

第5条 入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日午前9時から、これを申し立てることができる。

2 前項に規定する申立ては、開札日の翌日から起算して2日目の午後3時までに積算疑義申立書（様式第1号）を契約検査課に提出することにより行う。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うに当たり、開札日の翌日から起算して2日目の午後3時までの間に公表用積算内訳書を閲覧することができる。

4 前項に規定する閲覧を行うには、公表用積算内訳書閲覧請求書（様式第2号）を契約検査課に提出しなければならない。

5 第1項から第3項に規定する期日及び期間は、上田市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日を除いて定めるものとする。

(積算疑義の内容精査)

第6条 契約検査課は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに発注担当課に申立内容を伝達するものとする。

2 発注担当課は、設計図書等及び公表用積算内訳書を精査するとともに、開札日の翌日から起算して3日目の午後3時までに契約検査課にその結果を報告するものとする。

(積算疑義申立てとして取り扱わないもの)

第7条 申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前の公表された設計書等により確認できるもの
- (4) 積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの。

(疑義申立ての回答)

第8条 積算疑義の申立てがあったときは、前条の内容精査の完了に基づき、開札日の翌日から起算して3日目の午後5時までに、当該申立てに対する確認結果を回答するものとする。

(疑義申立て結果の取扱い)

第9条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りが認められない場合は、当該入札事務を続行する。
 - (2) 積算内容に誤りが認められた場合は、入札事務を中止する。ただし、積算誤りを修正し、再積算した設計金額においても落札候補者が変わらない場合は、入札事務を続行する。
- 2 前項に規定する入札事務を中止する場合は、入札参加者に対し、当該入札の中止等について周知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月18日から施行し、同日以後に入札の告示を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月10日から施行し、同日以後に入札の告示を行う建設工事について適用する。

(様式第 1 号)

積算疑義申立書

令和 年 月 日

(あて先) 上田市長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 名
連 絡 先
メー ル ア ド レ ス

印

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てします。

1 工事名 ○○工事

2 開札日 令和 年 月 日

3 申立て内容

--

※ 申立て内容は、具体的に記載してください。

※ 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。

(様式第2号)

公表用積算内訳書閲覧請求書

令和 年 月 日

(あて先) 上田市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担 当 者 名
連 絡 先
メールアドレス

次の工事の入札に係る公表用積算内訳書の閲覧を請求します。

1 工事名 ○○工事

2 開札日 令和 年 月 日

【注意事項】

- ・ 上記工事の入札参加者に限り、この請求をすることができます。
- ・ 当該入札を、「辞退」「棄権」「落札可能件数の超過」「一抜け方式や書類不備による無効」により、不参加になった者は、請求することができません。
- ・ 第三者への提供を行わないようご注意ください。